

為替換算調整勘定の発生メカニズムとその性格

白 木 俊 彦

The calculation process and the nature of "Foreign Currency Translation Adjustment"

Toshihiko Shiraki

目 次

- I. 問題提起
- II. 他の換算方法と修正テンポラル法の特徴
- III. 為替換算調整勘定の発生過程とその性格
 - (1) 損益計算書と剰余金計算書について
 - (2) 貸借対照表について
- IV. 結 び

要 旨

我が国「基準」が規定している外貨表示財務諸表の換算方法としての、いわゆる修正テンポラル法による換算の結果発生する為替換算調整勘定について、その発生過程を分析し、その性格について検討した。その結果、貸借対照表において発生する為替換算調整勘定は、調整勘定というあいまいな認識ではなく、利益の調整機能をもつ勘定として位置付けることを主張している。

1. 問題提起

日本企業の海外進出、海外での資金調達あるいは海外企業を合併・買収するという企業経営の国際化が進む中で、連結会計情報が果たす役割が高まるとともに外貨換算会計基準の諸問題が改めてクローズアップしてきている。また、我が国における外貨換算会計基準として1979年

に公表された「外貨建取引等会計処理基準」

(以下、「基準」という)では諸外国の換算会計基準とは異なるいくつかの処理を示していることから注目されているのである。そこで本稿では、在外子会社が作成する外貨表示財務諸表の換算基準に焦点をおき、我が国独自の換算方法である、いわゆる修正テンポラル法について検討したい。

ところで、在外子会社の外貨表示財務諸表項目の換算方法である修正テンポラル法に関しては、基準公表時から、「『基準』は、大きな冒険をおかしてテンポラル法と決算日レート法の結合という理解の容易でない方法を採用したものであるという批判だけは避けられそうになり。」^(注1)とか「複雑な事務手数を必要とする複雑な換算方法を、円貨による当期純利益の額とは無関係な収益および費用の換算に適用することにどれほどの意味があるのか、理解に苦しむところである。」^(注2)というような批判が幾度となく出されているが、在外子会社の財務諸表の換算方法に関してはなんの修正もなく10年を経過してきた。この点、米国において財務会計基準書第8号(FAS8と略す)が1976年に公表されて1981年には財務会計基準書第52号(FAS52と略す)として変更されたことと比較しても、たとえ国が異なっているとはいえ我が国基準の示した処理方法が全く我が国独自の方

法としてのみしか認められない換算方法であるのか、会計基準の国際化が進む現在考えなければならない問題であろう。また、このような批判が寄せられている一方で、採用する企業が半数を超えている^(注3)という現状をみても、安易に他の方法を選択するわけにはいかないであろう。そこで、この修正テンポラル法について、特に、意味が不明とされる為替換算調整勘定の発生メカニズムに着目して会計理論上の本質を理解したい。

そのためにまず、基本とされるテンポラル法、決算日レート法について、その処理方法を確認した上で、修正テンポラル法の特徴を明らかにし、次に修正テンポラル法において発生する為替換算調整勘定について検討していくこととする。

II. 他の換算方法と修正テンポラル法の特徴について

「基準」の前文に「在外子会社等の外貨表示財務諸表項目の換算に関してテンポラル法の考え方を一部修正したものを採択することとした。」と述べられているように「基準」で採用している換算方法は基本的にはテンポラル法の考え方に基づいている。しかし、一方では、村山氏^(注4)のように「基準」の示す方法の原理、特に、その利益金額の換算において決算日レートを採用していることに着目すると「修正決算日レート法」と呼ぶことにも一理あるところである。そこで、修正テンポラル法の理解を深める為にも、まず、テンポラル法及び決算日レート法の処理を設例により明らかにし、修正テン

ポラル法の特徴を指摘しよう。

設例1.

日本に本社をおく企業が全額出資して米国に子会社を設立した。

出 資 額 \$ 2

為替相場 \$ 1 = ¥150

現地子会社は現地金融機関から \$ 3 を借り入れた。(短期とする)

為替相場 \$ 1 = ¥150

商品 \$ 3 を現金で仕入れた。

為替相場 \$ 1 = ¥140

原価 \$ 2 の商品を \$ 5 で現金売上げた。

為替相場 \$ 1 = ¥145

給料 \$ 2 を現金で支払った。

為替相場 \$ 1 = ¥145

決算時為替相場 \$ 1 = ¥143

第2期

期首の為替相場 \$ 1 = ¥143

期首商品 \$ 1

商品 \$ 4 を現金で仕入れた。

為替相場 \$ 1 = ¥145

原価 \$ 3 の商品を \$ 7 で現金売上げた。

為替相場 \$ 1 = ¥140

給料 \$ 2 を現金で支払った。

為替相場 \$ 1 = ¥143

配当金を現金で支払った。

為替相場 \$ 1 = ¥144

決算期末時

為替相場 \$ 1 = ¥148

上記の取引にしたがって試算表、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書を外貨表示で作成すると表1のとおりである。

表1

1期

		T/B	\$
現	金	5	
商	品	1	
借	入		3
資	金		2
本	金		5
売	上	0	
期	品	3	
当	仕		
期	入		1
末	品		
給	料	2	
		11	11

- (1) 山本嘉彦稿「『外貨建取引等会計処理基準』に対する賛否をめぐる論点について<3・完>」, 経理情報No228, 1979年, P.22
- (2) 福田真也稿「『在外子会社の財務諸表換算方法』の問題点」, 会計ジャーナル 1986年11月, P.40
- (3) 英和監査法人編「会社の決算と開示 '90年版」, 中央経済社, 1990年, P.487
- (4) 村山徳五郎稿「『外貨建取引等会計処理基準』の成立とその適用について」, 会計ジャーナル1979年9月, P.78

B/S				\$
現 金	5	借 入 金	3	
商 品	1	資 本	2	
		利 益	1	
	<u>6</u>		<u>6</u>	

P/L				\$
期首商品	0	売 上	5	
当期仕入	3	期 末 商品	1	
給 料	2			
利 益	1			
	<u>6</u>		<u>6</u>	

2 期

T/B				\$
現 金	5			
商 品	2			
借 入 金			3	
資 本			2	
留 保 利 益			1	
売 上			7	
期 首 商 品	1			
期 末 商 品	4			
給 料			2	
配 当 金	2			
	<u>15</u>		<u>15</u>	

P/L				\$
期首商品	1	売 上	7	
当期仕入	4	期 末 商品	2	
給 料	2			
利 益	2			
	<u>9</u>		<u>9</u>	

剰余金計算書				\$
配 当 金	1	期首留保利益	1	
期末留保利益	2	当 期 純 利 益	2	
	<u>3</u>		<u>3</u>	

B/S				\$
現 金	5	借 入 金	3	
商 品	2	資 本	2	
		留 保 利 益	2	
	<u>7</u>		<u>7</u>	

そこでまず、FAS 8 に準拠したテンポラル法^(注5)により換算すれば、貸借対照表項目のうち過去の価額で表示されている項目は取得時ま

たは発生時の為替相場で換算し、現在または将来の価額で表示されている項目は決算日の為替相場で換算することになる。また、収益及び費用については、計上時の為替相場または期中平均の為替相場で換算する。しかし、取得時または発生時の為替相場で換算された資産または負債の費用化額あるいは収益化額は、当該資産または負債の取得時または計上時の為替相場で換算することになる。したがって、設例 1 第 1 期の財務諸表の換算レートは次のようになる。

貨幣項目である現金及び借入金項目は決算日の為替相場(\$ 1 = ¥143)で換算する。したがって、現金は \$ 5 × ¥143 = ¥715 となり、借入金は \$ 3 × ¥143 = ¥429 となる。商品と資本金は取得時あるいは発生時の為替相場で換算される。したがって、商品は仕入時の為替相場 \$ 1 = ¥140 を期末商品の額 \$ 1 に乗じ ¥140 となる。資本金については親会社出資時の為替相場 \$ 1 = ¥150 を出資金額 \$ 2 に乗じ ¥300 となる。テンポラル法では留保利益（この場合は当期利益額）は換算後の資産額マイナス負債額として算定される。したがって、円貨による当期利益額は (¥855 - ¥729) により ¥126 となる。損益計算書の換算は収益項目及び費用項目が発生した時点の為替相場で換算する。売上は \$ 5 × ¥145、当期仕入高と期末商品は為替相場 \$ 1 = ¥140 で換算する。給料も支払時の為替相場 \$ 1 = ¥145 で換算する。したがって、円貨による収益額マイナス費用額は (¥725 - 570 = ¥155) となる。しかしながら、損益計算書で算定した当期利益と先ほどの貸借対照表で算定された当期利益金額は一致しない。この差額はテンポラル法において、為替差損益として期間損益計算に算定される。したがって、損益計算書で計算された ¥155 の内 ¥29 は為替差損として費用になる。その結果 ¥126 が当期利益金額となる。以上のようなテンポラル法による換算結果は表 2 のとおりである。

(5) FASB Statement No8, Accounting for the Translation of Foreign Currency Transactions and the Translation of Foreign Currency Financial Statements, 1975, pars.123-125.

表 2

T 法

1 期

	T/B	¥
現 金	715	
商 品	140	
借 入		429
資 本		300
売 留		725
期 保	0	
当 利	420	
期 仕		140
給 入	290	
配 料	29	
為 替換算差額		
	<u>1,594</u>	<u>1,594</u>

	P/L	¥
期 首 商 品	0	725
当 期 仕 入	420	
給 入 料	290	
為 替換算差額	29	
利 益	126	
	<u>865</u>	<u>865</u>

	B/S	¥
現 金	715	429
商 品	140	300
		126
	<u>855</u>	<u>855</u>

2 期

	T/B	¥
現 金	740	
商 品	285	
借 入		444
資 本		300
売 留		126
期 保		980
当 利	140	
期 仕	580	
給 入		285
配 料	286	
為 替換算差額	144	
	<u>2,175</u>	<u>2,175</u>

	P/L	\$
期 首 商 品	140	980
当 期 仕 入	580	
給 入 料	286	
利 益	299	
	<u>1,305</u>	<u>1,305</u>

	剰余金計算書	¥
配 当 金	144	126
期末留保利益	281	299
	<u>425</u>	<u>425</u>

	B/S	¥
現 金	740	444
商 品	285	300
		281
	<u>1,025</u>	<u>1,025</u>

次に、決算日レート法による換算であるが、その処理としては幾つかの方法が考えられる。ここではFAS52で示している決算日レート法^(注6)に準拠して処理すると次のようになる。

1. すべての資産・負債項目は決算日レート法の為替相場で換算し、資本項目は発生日の為替相場で換算する。
2. 収益・費用項目は発生日の為替相場で換算する。ただし、期中平均の為替相場の使用を認める。したがって、純損益は換算後の収益と費用の差額として計算される。
3. 換算差額は換算調整勘定として純利益の算定には計上せず、貸借対照表の資本の部に表示する。

具体的に設例 1 第 1 期の損益計算書の換算からみてみよう。FAS52で示している決算日レート法では収益項目及び費用項目は発生日の為替相場で換算されるため売上、当期仕入、給料はテンポラル法の換算結果と等しくなる。しかし、期末商品については貸借対照表上の商品が決算日の為替相場で換算されるのでテンポラル法とは一致しない。決算日レート法では \$ 1 × ¥143 で算定される。一方、貸借対照表の資産及び負債項目は一律に決算日の為替相場で換算される。資本金は連結消去の関係上発生日の為替相場による。また、留保利益は損益計算書で算定された金額が計上されるところから借方に ¥29 の差額が発生する。これは、為替換算調整勘定として処理される。

以上のように換算された結果は表 3 のとおりである。

(6) FASB Statement No52, Foreign Currency Translation, 1981, par.12 and 13.

表 3

CR法

1 期	T/B	¥
現 金	715	
商 品	143	
借 入 金		429
資 本 金		300
留 保 利 益		725
期 首 商 品	0	
当 期 仕 入	420	
給 料		143
利 益	296	
為替換算差額	23	
	<u>1,597</u>	<u>1,597</u>

P/L	¥
期首商品	0
当期仕入	420
給料	290
利益	158
	<u>868</u>
売上	725
期末商品	143
	<u>868</u>

B/S	¥
現 金	715
商 品	143
為替換算調整勘定	29
	<u>887</u>
借 入 金	429
資 本 金	300
留 保 利 益	158
	<u>887</u>

2 期

T/B	¥
現 金	740
商 品	296
借 入 金	444
資 本 金	300
留 保 利 益	158
期 首 商 品	143
当 期 仕 入	580
給 料	296
配 当	286
為替換算差額	144
	<u>11</u>
	<u>2,189</u>
	<u>2,189</u>

P/L	¥
期首商品	143
当期仕入	580
給料	286
利益	267
	<u>1,276</u>
売上	980
期末商品	296
	<u>1,276</u>

剰余金計算書	¥
配 当 金	144
期末留保利益	281
	<u>425</u>
期首留保利益	158
当期純利益	267
	<u>425</u>

B/S	¥
現 金	740
商 品	296
借 入 金	444
資 本 金	300
期 末 留 保 利 益	281
為替換算調整勘定	11
	<u>1,036</u>
	<u>1,036</u>

さて、「基準」で提唱した在外子会社の作成した外貨表示財務諸表の換算方法、いわゆる修正テンポラル法の特徴は次のように要約できよう。

1. 金銭債権債務を長期・短期に分け、長期は取得時又は発生時の為替相場で、短期は決算時の為替相場で換算する。

2. 本国通貨で在外事業活動を測定しているかのように換算する方法を基礎としている。

したがって、非貨幣項目は、原則として取得時の為替相場で換算する。また、収益及び費用項目についても基本的には計上時の為替相場により換算する。

3. 外貨表示財務諸表上の当期純利益及び期末留保利益は決算時の為替相場で換算する。

4. 換算差額は、為替換算調整勘定として貸借対照表上資産の部又は負債の部に記載する。

そこで、このような特徴をもつ修正テンポラル法による財務諸表の換算と為替換算調整勘定についてみてみよう。

Ⅲ. 為替換算調整勘定の発生過程とその性格

在外子会社の外貨表示財務諸表の換算の結果発生する為替換算調整勘定の性格を論じるときに各々の財務諸表の為替換算調整勘定がどのような過程を経て発生するのか明らかにしなければならぬ。そこで、次の各設例を通してみていきたい。

(1) 損益計算書上の為替換算調整勘定について

連結損益計算書上に発生する為替換算調整勘定について実務家サイドではいかに為替換算調整勘定の金額を少額にするかでかなり苦労しているようである。^(注7)なぜ、金額を少額にしな

(7) 落合操稿「外貨建取引等会計処理基準の諸問題」、企業会計1987年、Vol.39 No.5、P.88

なければならないのであろうか。仮に、なんの意味もない調整勘定であるならば、あえてその金額に注意する必要はないであろう。

損益計算書の換算について「基準」では、収益及び費用（前受金や前受収益などの収益性負債の収益化額および棚卸資産、有形固定資産などの費用性資産の費用化額を除いたもの）については、計上時の為替相場による円換算額を付すこととし、期中平均相場によることも認めている。また、収益性負債の収益化額については、当該負債の発生時の為替相場による円換算額を付し、費用性資産の費用化額については、当該資産の取得時の為替相場による円換算額を付す。取得原価以外の価額が付されている場合には、当該価額が付されたときの為替相場による円換算額を付すことと規定されている。

規定にしたがって設例1の第1期についてみると、売上は\$5×¥145（HR）で計上され、売上原価は、期首商品はゼロ、当期仕入は\$3×¥140（HR）、期末商品は、仕入時の為替相場で換算し\$1×¥140となる。給料についても計上時の為替相場により換算し\$2×¥145（HR）となる。

本来、当期純利益金額は収益マイナス費用で計算される、いわば差額概念で725+140-420-290=155と算定されるところ、「基準」では当期純利益および期末留保利益について外貨によって算定された数値を本国通貨においても認識すべく決算時の為替相場による円換算額を付すこととしている。したがって、決算期末時点の為替相場（CR）\$1=¥143で換算し、\$1×¥143が当期純利益として確定する。そのため、収益マイナス費用で算定される純利益¥155との差額¥12が発生する。この換算によって生じた換算差額は為替換算調整勘定として処理される。「基準」ではこの換算差額を貸借対照表上、

資産の部または負債の部に記載することとしており、損益計算書上の開示についてはなんの規定もない。日本公認会計士協会^(注8)は「当期純損益の直前に加算または減算を明示して表示する。」と明らかにしている。

修正テンポラル法による換算結果は表4(2)のとおりである。この為替換算調整勘定は、収益マイナス費用で算定される純利益と外貨で測定された利益の決算時の為替相場による換算額との差額、いわば調整勘定の性格を有する。

表4

修正T法

1期

		T/B	¥
現	金	715	
商	品	140	
借	入		429
資	金		300
本	上		725
期	首	0	
当	期	420	
期	仕		
末	入		140
給	料	290	
為	替	29	
換	算		
差	額		
		<u>1,594</u>	<u>1,594</u>

		P/L	¥
期	首	0	
当	期	420	
期	仕		
末	入		725
給	料		140
為	替	12	
換	算		
調	整		
勘	定		
利	益	143	
		<u>865</u>	<u>865</u>

		B/S	¥
現	金	715	
商	品	140	
為	替	17	
換	算		
調	整		
勘	定		
		<u>872</u>	<u>872</u>

(8) 日本公認会計士協会「外貨建取引等に関する会計処理について」、P.17

2 期

(4)				T/B	¥
現 商 借 資 留 売 期 当 期 給 配	入 本 利 保 商 仕 商 品 金 益 上 品 入 品 料 金	740 285			
			444 300 143 980		
		140 580			
			285		
		286 144			
為替換算調整勘定			23		
		2,175	2,175		

(5)				P/L	¥
期 首 商 品 140	売 上	980			
当 期 仕 入 580	期 末 商 品	285			
給 利 料 286	為替換算調整勘定	37			
利 益 296					
		1,302	1,302		

(6)				剰余金計算書	¥
配 当 金 144	期 末 留 保 利 益	143			
期 首 留 保 利 益 296	当 期 純 利 益	296			
	為替換算調整勘定	1			
		440	440		

(7)				B/S	¥
現 商 借 資 留 売 期 当 期 給 配	金 品 740 285 15	借 入 金 444 300 296			
為替換算調整勘定					
	1,040	1,040			

ところで、この為替換算調整勘定の金額はどのような要因で変動するのであろうか。次の設例で考えてみよう。

出資金である現金 \$ 2（出資時の為替相場 \$ 1 = ¥150）のみを有する現地企業で商品 \$ 2 を仕入、現金 \$ 3 で売上げる取引のみが期中取引であるという設定で考えると、次の各々のケースにおける為替換算調整勘定は次のようになる。

1. 仕入時点と売上時点の為替相場が等しく、決算期末時の為替相場は異なる場合

例えば、仕入時点と売上時点の為替相場が \$ 1 = ¥150 で等しく、決算期末時の為替相場は

\$ 1 = ¥100 とすると、為替換算調整勘定は ¥50 となる。

2. 売上時点と仕入時点の為替相場が異なり、決算期の為替相場も異なる。

例えば、売上時点が \$ 1 = ¥145 で、仕入時点が \$ 1 = ¥150 の為替相場、また、決算時の為替相場が \$ 1 = ¥100 とすると、為替換算調整勘定は ¥35 となる。

また、売上時点が \$ 1 = ¥150 で仕入時点が \$ 1 = ¥145 の為替相場、決算時の為替相場が \$ 1 = ¥100 とすると、為替換算調整勘定は ¥60 となる。

さらに、売上時点が \$ 1 = ¥150 で仕入時点が \$ 1 = ¥100 の為替相場、決算時の為替相場が \$ 1 = ¥100 であるならば、為替換算調整勘定は ¥150 となる。

最後に、売上時点が \$ 1 = ¥100 で、仕入時点が \$ 1 = ¥150 の為替相場、決算時の為替相場が \$ 1 = ¥100 であるならば、為替換算調整勘定は ¥100（貸）となる。

3. 仕入時点と売上時点の為替相場が等しく、決算期末時の為替相場も等しい場合

例えば、仕入時点と売上時点の為替相場が \$ 1 = ¥150 で等しく、決算期末時の為替相場も \$ 1 = ¥150 で等しいならば、為替換算調整勘定は ¥0 となる。

以上の例からも明らかなように（3）を除いていずれのケースにおいても為替換算調整勘定は発生する。その金額は $3HR_2 - 2HR_1 + \alpha = CR$ として算定される。（ HR_1 は仕入時の為替相場、 HR_2 は売上時の為替相場、 CR は決算時の為替相場とする）。この式からも明らかなように、仕入時点と売上時点の為替相場が等しく、決算期末時の為替相場も等しければ $\alpha = 0$ となり為替換算調整勘定は発生しない。その他の場合には、 $HR_1 = HR_2$ あるいは $HR_1 \neq HR_2$ であっても CR が

変動していれば為替換算調整勘定は発生する。その金額は、第1に為替相場 HR_1 、 HR_2 、 CR の値によってそれぞれ変化する。すなわち、各項目の為替相場の変動によりその数値は変動する。

第2に各項目の外貨数値の大小によっても影響する。

このような要因によりその金額は決定されるが、本国通貨建損益計算書上発生する為替換算調整勘定の性格をみると前述したとおり外貨測定による利益額の CR 換算額と換算後の（収益マイナス費用）の結果としての利益額との調整額としてその性格をみることもできよう。あるいは、さらに視点をかえてみると、収益あるいは費用項目に生じた為替相場変動の影響額として考えることもできる。すなわち、外貨による利益額は決算期末に当該期間に測定された収益と費用を基礎として損益を算定している。原価主義会計においては、あたかも期間内に生じている貨幣価値変動がないかのように損益計算を行う。厳密には、損益算定時点の貨幣価値で収益、費用項目を再測定しなければならないが、その処理はされない。原価主義会計による利益数値は、収益、費用測定時の貨幣価値で開示されるという点に注意しなければならない。したがって、「基準」において、収益、費用についてはその時の為替相場を使用し、当期純損益は利益算定時点、すなわち報告時点の決算時為替相場を使用して換算することは原価主義システムの論理に整合しない換算レート選択と言えよう。

原価主義会計システムの下では、同一通貨により国内企業の経営成績を算定する際、貨幣価値変動部分は識別できないまま利益金額のなかに内包されてしまう。しかし、換算プロセスにおいてはその為替相場変動部分（貨幣価値変動

部分）^(注9)が識別され表面化されてしまうのである。

このことを次の設例で考えてみたい。

設例

現金\$2を有する企業が商品\$2を現金で仕入、当日に\$3で売上げたでしょう。各々の時点の1単位当たりの貨幣価値を M_1 、 M_2 、 M_3 とすると利益計算は次のようになる。

売 上	3 M_2
売上原価	2 M_1
利 益	1 M_3

仮に利益算定時の貨幣価値 M_3 が $M_3 = M_1 = M_2 = M$ とするならば利益額は M となる。

厳密には、利益額の算定は貨幣価値変動部分だけ調整されなければならないが、原価主義会計のもとでは、その点は識別されないまま M として報告される。しかしながら、修正テンポラル法による換算プロセスでは外貨により測定された利益数値を本国通貨表示財務諸表においても維持しようとするところから、決算日の為替相場を使用する結果、為替相場変動部分を認識することになる。一方において、収益及び費用を発生時の為替相場で換算することは原価主義会計における損益計算構造と一致した処理であり、他方では、算定された利益金額を算定時の為替相場、すなわち、算定時の貨幣価値で捉えようとする点については原価主義会計システ

(9) 私見では、国内通貨の価値変動を購買力変動として、また為替相場の変動を国際購買力の変動としてとらえ、両者が貨幣価値変動を構成していると考えている。

この意味で貨幣価値変動を認識していると解釈している点に注意していただきたい。この点については加古教授（筑波大）によりご助言いただきましたこと、ここに感謝申し上げる次第です。

ムによって開示された利益数値の属性とは異質のものを開示しようとしている。原価主義会計の下では、収益及び費用の差額概念として利益をとらえる。すなわち、収益、費用測定の時価換算価値が算定利益数値の時価換算価値としても維持される。しかし、修正テンポラル法による換算プロセスでは、利益を測定時点の時価換算価値で取入れようとした結果、収益、費用測定時の時価換算価値と利益算定時の時価換算価値の違いが為替換算調整勘定として浮かび上がってしまう。この点が原価会計情報とは異なる。また、為替相場変動の場合は時価換算価値の下落だけが対象ではない点においていわゆるインフレーション会計とは異なっているが、時価換算価値変動を認識しようとしている点は共通である。このようにみえてくると、為替換算調整勘定の損益計算書上の性格は調整勘定としての性格と時価換算価値修正としての性格の両方を供えているように思われる。

次に剰余金計算書上の為替換算調整勘定についてみてみよう。

剰余金計算書に計上される為替換算調整勘定について設例1の第2期をみてみよう。結果は表4(6)のとおりである。

剰余金計算書の期首留保利益は、前期末の利益剰余金円換算額を転記し、当期純損益は、損益計算書の当期純損益を計上する。社外流出した配当金は、支払時の為替相場で換算される。その結果、期末留保利益が本国通貨で算定される。この数値は本国通貨の期末留保利益額と一致しない。すなわち、外貨で測定された期末留保額\$2に決算日の為替相場を乗じることによって\$(143×2)となる。したがって、本

国通貨で期首留保額プラス当期純利益マイナス配当金を算定した金額¥295とは一致しない。そこで、外貨による測定値¥296との差額が剰余金計算書における為替換算調整勘定となる。この剰余金計算書上の為替換算調整勘定の性格も調整勘定として特徴づけられる。

(2)貸借対照表上の為替換算調整勘定について

「基準」にしたがって設例1の換算をすると表4(3)のようになる。現金、借入金についてはCRで、商品、資本金はHRで換算する。留保利益は剰余金計算書で算定された期末留保利益が計上される。この留保利益金額と資産マイナス負債で算定される純資産金額が一致しない。第1期の例では、現金\$5×¥143、借入金\$3×¥143、商品は\$1×¥140、資本金は\$2×¥150となり、差額は(715+140-429-300=126)となる。剰余金計算書の期末留保利益は第1期の場合損益計算書の当期利益¥143に等しいので、その金額と¥126の差額¥17が貸借対照表上の為替換算調整勘定となる。この貸借対照表上の為替換算調整勘定の発生について日本公認会計士協会の「在外支店及び在外子会社等の財務諸表項目の換算手続」(中間報告)では次のような分析をしている。

(剰余金計算書上の為替換算調整勘定プラス損益計算書上の為替換算調整勘定プラス外貨表示試算表を円貨に換算したときに生ずる差額)

これが、貸借対照表上の為替換算調整勘定の金額になることを示している。このことを設例1の第2期において説明しよう。

HR：発生時の為替相場

CR：決算時の為替相場

α : 損益計算書上の為替換算調整勘定

β : 剰余金計算書上の為替換算調整勘定

γ : 貸借対照表上の為替換算調整勘定

δ : 試算表上の為替換算調整勘定とすると

第2期の外貨表示財務諸表についてみると
損益計算書について(表1(5)参照)

$$7HR + 2HR - HR - 4HR - 2HR + \alpha = 2CR \cdots \cdots (1)$$

剰余金計算書について(表1(6)参照)

$$HR + 2CR - HR + \beta = 2CR \cdots \cdots (2)$$

貸借対照表について(表1(7)参照)

$$5CR + 2HR + \gamma = 3CR + 2HR + 2CR \cdots \cdots (3)$$

試算表について(表1(4)参照)

$$5CR + 2HR + HR + 4HR + 2HR + HR + \delta = 3CR + 2HR + HR + 7HR + 2HR \cdots \cdots (4)$$

(1), (2), (3), (4)の関係式から

$$\gamma = \delta - \alpha - \beta \text{ が導かれる。}$$

(α , β , γ , δ は借方残をプラスとしている。)

すなわち、貸借対照表上の為替換算調整勘定は、試算表、損益計算書、剰余金計算書上の為替換算調整勘定により算定されるという関係式が成り立つ。(ただし、HRはすべて等しいという条件であるが。)

次に、この貸借対照表上の為替換算調整勘定の性格についてみると、修正テンポラル法が、テンポラル法の考え方に準拠していることを思いださねばならない。取得原価主義に整合しているといわれるテンポラル法の考え方は、在外子会社の経営活動を本国通貨で測定しているかのように換算する考え方に基づいている。そのように考えると本国通貨である円貨で作成される試算表及び財務諸表は表5のようになるはずである。

修正テンポラル法により作成された貸借対照表の各項目の金額と比較すると現金については-5円、商品に変化なし、借入金は一6円、資本金は変化なし、留保利益は、26円の修正が必要になる。これらの変動はCRを採用した項目に生じた為替相場の影響額とみることができる。(注10)

表5

¥で把握すると

		T/B		¥
現商	金品	765		
借入	金品	140		
資本	金品		450	
売上	金品		300	
当期	商品		725	
当仕	品	0		
期入	品	420		
期商	品		140	
給料	品	290		
利	品			
		1,615	1,615	

		B/S		¥
現商	金品	765	借入	450
		140	資本	300
			留保	155
			利益	
		905		905

		P/L		¥
期首	商品	0	売上	725
当期	仕入	420	期末	140
当給	料	290	商品	
期利	益	155		
		865		865

- (10) この為替換算調整勘定の解釈としてCRを中心に考えれば、HRを採用した項目から生じた差額とみることもできる。すなわち、 $(143-140) + (300-286)$ の合計とみることも可能であるが、本来、テンポラル法の考え方によれば在外子会社の活動を本国通貨で測定するかのように換算することを考慮すれば円貨による財務諸表が本来の貸借対照表となる筈である。したがって、換算差額は為替相場の変動を認識した項目、すなわち、貨幣項目を決算日の為替相場で換算した結果発生したと考えるのが論理的である。

2 期			T/B	¥
現 金			735	
商 借			285	
入 金				450
留 保				300
利 益				155
上 品				980
仕 入			140	
期 末			580	
商 品				285
給 当			286	
配 金			144	
			<u>2,170</u>	<u>2,170</u>

			P/L	¥
期 首	商 品	140	売 上	980
当 期	仕 入	580	期 末	285
給 料	料 益	286		
利 益		259		
			<u>1,265</u>	<u>1,265</u>

剰余金計算書			¥
配 当 金	144	期首留保利益	155
期末留保利益	270	当期純利益	259
	<u>414</u>		<u>414</u>

B/S			¥
現 金	735	借 入 金	450
商 品	285	資 本 金	300
		期末留保利益	270
			<u>1,020</u>

したがって、その差額の性格は、貨幣項目に生じた為替相場変動の影響額、すなわち為替差損益とみることもできる。「基準」でも「通貨及び金銭債権債務」において金銭債権債務を短期と長期に区分し、短期については決算日の為替相場による円換算額を付し、長期金銭債権債務については、取得時または発生時の為替相場による円換算額を付すこととしていることから、このように貨幣項目に換算差額が発生すると考えることができる。

しかしながら、損益計算書上での為替相場変動差額は損益項目ではなく為替換算調整勘定として処理されている。結果として収益あるいは費用として内包されているが、損益項目の性格は有しない科目とされている。損益計算書上、

収益あるいは費用項目以外の項目としての位置付けが不明確の儘である。

ところで、貸借対照表上の為替換算調整勘定の性格についてさらに次の設例で考えてみよう。

期首：為替相場 \$ 1 = ¥100

財政状態

現金 \$ 10 資本金 \$ 10

期中に \$ 10 の商品を仕入、当日 \$ 12 で現金で売り上げた。その時の為替相場 \$ 1 = ¥100

期末：為替相場 \$ 1 = ¥150

期末の財政状態

B/S		¥
現 金	1800	
資 本 金	1000	
為替換算調整勘定	500	
利 益	300	

期間損益計算

P/L		¥
売上原価	1000	
利 益	300	
売 上	1200	
為替換算調整勘定	100	

さて、期中に販売した代価を現金で所有した場合、現金 \$ 12 の売上時点の為替相場での換算額 ¥1200 が、決算期末時に ¥1800 となっている。現金科目に発生した為替相場変動差額分 ¥600 のうち利益額に為替換算調整勘定として ¥100 加味され、のこり ¥500 が貸借対照表上の為替換算調整勘定の金額となる。この ¥500 は、期首の資本金（投資額）に発生した為替相場変動の影響額としてみることもできる。このように考えれば、貸借対照表上に発生する為替換算調整勘定の性格は資本の修正部分、さらに厳密に言えば利益修正勘定としての性格と位置付けることもできよう。

そこで次に、同じ設例で売上げ代価である現金で、即、有価証券を購入し、期末時まで所有していた場合を考えてみよう。

この場合の損益計算書は上記と同様であるが、貸借対照表は次のとおりである。

期末の財政状態		B/S	¥
有 価 証 券	1,200	資 本 金	1,000
為替換算調整勘定	100	利 益	300

この例からもわかるように有価証券はHRで換算されるため換算差額は発生しない。したがって、損益計算書に計上された為替換算調整勘定を貸借対照表上の利益金額から控除するために借方に為替換算調整勘定が計上されているとみることができる。このように考えるとき、貸借対照表上の為替換算調整勘定は、貸借対照表の換算においてCRを適用した項目に発生した換算差額の内、損益計算書において算定されなかった為替差損益部分の修正とみなすことができる。

確かに、資産マイナス負債の額と剰余金計算書上の期末留保額との調整勘定とみることもできようが会計理論上不明確な調整勘定よりは、このように利益修正勘定として捉えることができるならば、その性格が浮きだされ、その論議の対象も明らかにされるであろう。

IV. おわりに

修正テンポラル法は、複雑でわかりにくく、各国の基準で提唱する換算方法と異なり、見直す必要があるという批判が目立っているが、この批判は修正テンポラル法に寄せられた批判というよりは、むしろ明日山氏が「それは元来、原価主義会計になじまない問題であるからである。言い換えれば、原価主義を放棄しないかぎり解決できそうにない（と思われる）問題であるからである。」^(注11)と述べているように現行

の会計システムの持つ限界が表面化することによりおこっているように考えられる。原価主義会計に整合するといわれるテンポラル法に基づく修正テンポラル法は次の点で原価主義会計構造とは一致しない。第1に、損益計算において問題が残る。すなわち、損益計算を行う時点、言い換えれば決算時点の対外通貨に対する貨幣価値と、収益及び費用の計上時の貨幣価値は異なっており、収益及び費用の測定時点の貨幣価値で換算する結果、同一通貨計算では表面化しない貨幣価値変動差額が発生してしまう点である。第2に、貸借対照表の貨幣項目に生じた為替相場変動差額を認識する点である。

確かに、費用性項目に生じる為替相場変動差額については為替相場変動差額を認識しないように処理されており、この点に関してのみ判断すれば原価主義会計と整合している。

しかし、貨幣項目については、換算プロセスにおいて、あたかも原価主義に準拠した必然的な処理であるかのようにCRで換算しているが、むしろ原価主義会計システムでは貨幣項目に生じる時点間の貨幣価値変動を開示できないという問題を露呈してしまった。

また、山本氏が「在外支店・子会社等の事業活動が本店または親会社から独立して行われているような場合は、為替相場の変動のリスクに晒されているのは元本の回収可能性であり、貨幣項目はもちろんのこと原則的にはたな卸資産、固定資産などの非貨幣項目のすべてに及ぶものなのであるとする見解も根強いものがある。」^(注12)と述べているところからしても在外子会社の経営活動が本国主義に立脚しているような場合にも、貨幣項目に生じる為替相場変動の影響のみを捉えようとする修正テンポラル法にかわり決算日レート法を主張する実務家が多い。

(11) 明日山俊秀稿「在外子会社と為替換算調整勘定」, 企業会計, 1990年, Vol.42 No.6, P.20

しかしながら、在外子会社が本国親会社と密接な関係をもつ場合、すなわち現地子会社の経営活動を本国通貨で測定しようとする場合、果たして決算日レート法が現行の会計システムのなかでも採用可能なのかどうかについて、その理論的解決は成されていない。また、換算方法として、この修正テンポラル法がテンポラル法よりも不適当な方法であるということも断定できない。そこで、今後は本稿で明らかにした修正テンポラル法の為替換算調整勘定の性格を認識した上で、FAS52という本国通貨が機能通貨であるケースの換算方法として、修正テンポラル法が国際会計基準においてどのように位置付けられるべきかについて考えていきたい。

(12) 山本嘉彦，前掲稿，P.21。